

◇笠間市土採取事業規制条例（案）の概要について◇

笠間市市民生活部環境保全課廃棄物グループ

1 条例制定の経緯・目的

土採取事業規制条例については、昭和 49 年に県から準則が示され、県内の一部の市町村では条例を制定し土採取事業に対する規制が開始されました。当該市町村において土採取事業を行う際には、その規定に基づき許可を取得するなどしたうえで行う必要があります。

しかし、本市においては当該条例を制定しておらず、土採取事業に対する独自の規制は行われておりません。

県内の条例を制定していない市町村においては、隣接境界を超える寸前まで掘削したり、直角に近い角度で掘削したりする事案や土採取事業を施工した後、緑化等による法面の保護をしなかったため景観を損ねることとなってしまう事案が発生しています。

また、廃棄物処理法の罰則強化や残土条例の厳格化等を背景に、県内市町村においては、土採取事業が廃棄物の不法投棄や質の良くない建設発生土による不適正残土事案の温床になっている現状もあります。

このようなことから、本市においても一定規模以上の土採取事業を許可制とすることにより必要な規制を設け、土採取事業による災害発生未然防止、また、土採取を行った後の土地における緑地の保護等、周辺環境保全上適正な整備を図ることを目的として条例を制定するものです。

2 土採取事業とは

土の販売等の一定の利用目的をもって土地を掘削し、又は切り取り、土を外に移動することをいいます。土を外に持ち出さず、その土地を造成するためだけに使用する場合は、条例の対象にはなりません。

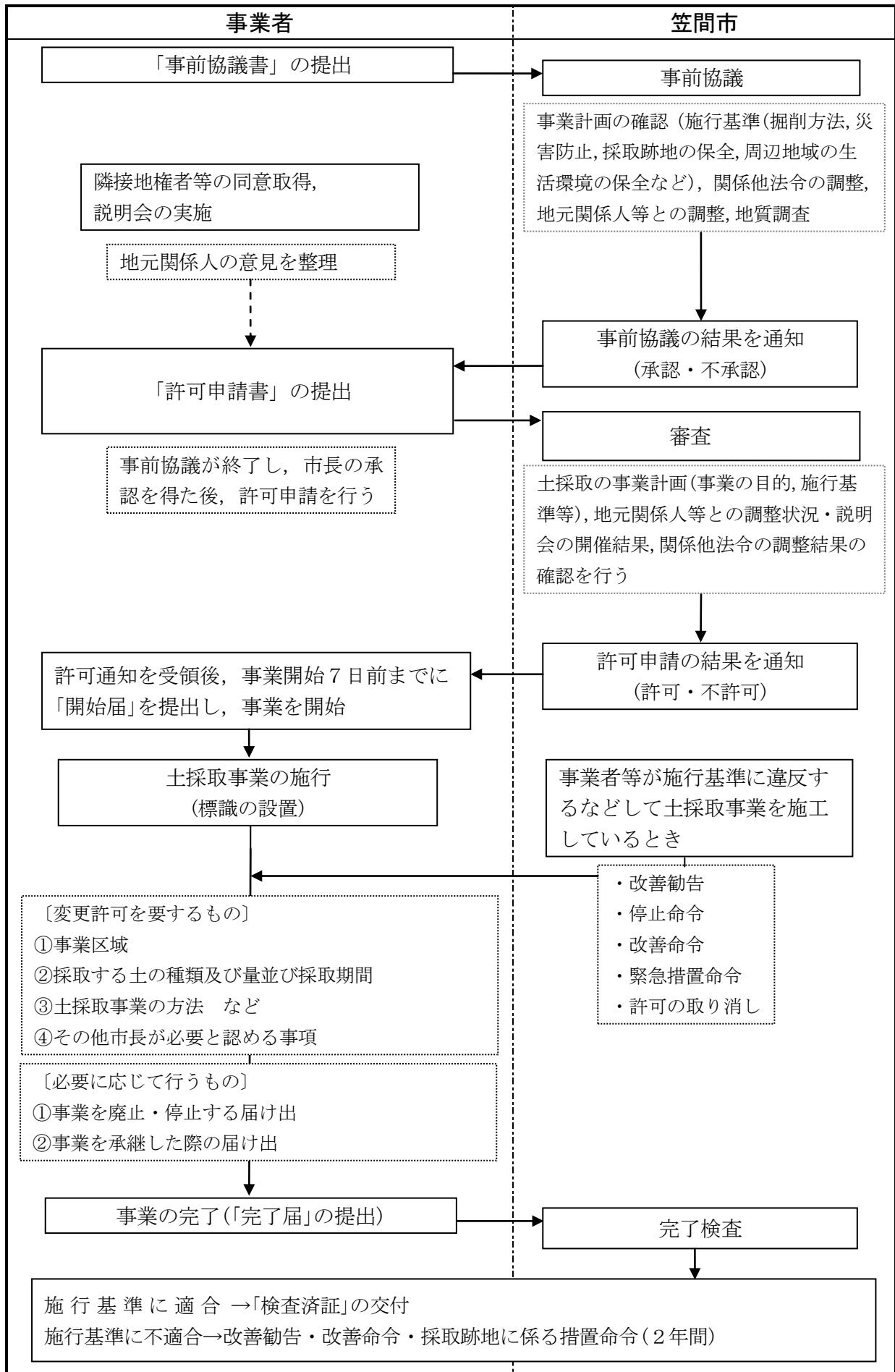
3 条例（案）の概要

目的	土採取事業について必要な規制を行うことにより、土採取事業に伴う災害を防止するとともに、採取跡地について周辺環境保全上適正な整備を図り、もって住民の福祉の増進に寄与すること。
対象事業	事業区域の面積が 500 平方メートル以上又は採取する土の量が 500 立方メートル以上の土採取事業について適用します。
事前協議	許可申請前に、採取計画等を提示してもらい、災害の防止や採取跡地の緑化計画等が技術基準に適合しているか審査をします。
地元との協議	土採取事業者は、隣接地権者の同意書並びに地元区長の意見書の提出、また、地元区長と事業地の境界から 300 メートルの範囲内の居住者に対する説明会の開催をすることとなります。
許可制	事前協議の内容や地元との協議が完了しているか確認したうえで、許可申請を受け付け、災害の防止や採取跡地の緑化計画等を審査します。
改善勧告 改善命令等	条例の規定に違反して行った事業や基準に適合していない土採取事業に対し、改善勧告、改善命令、停止命令や緊急措置命令等を執行します。採取跡地についても事業完了後、一定の期間内において措置命令を行えるように規定します。
罰則	無許可での土採取や改善命令違反などについて、最高で 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金を科す規定などを設けます。

4 条例（案）の施行日

平成 30 年 3 月第 1 回笠間市議会定例会に議案上程、周知期間を経て、平成 30 年 6 月施行

5 事前協議から許可、事業完了までの流れ



【参考】採石法・砂利採取法・土採取条例の概要

法令	採石法	砂利採取法	土採取条例
制定	昭和 43 年	昭和 25 年	-----
目的	災害防止 岩石採取業の発達	災害防止 砂利採取業の発達	災害防止 環境保護
定義	砂岩，玄武岩，花こう岩 など計 24 種 対象：粒径が 300mm 超	砂，砂利，栗石，玉石 対象：粒径が 0.01mm 以上 300mm 以下	盛土，埋立に用いる土 対象：粒径が概ね 0.01mm 未満
認可権者	都道府県知事	都道府県知事	市町村長（茨城県内）

※ 土採取事業については，県土地開発事業の適正化に関する指導要綱において，1ヘクタール以上又は2万立方メートル以上の事業については，技術基準に基づく事業承認が必要になる（土採取条例を施行している市町村での事業は適用除外）

ただし，あくまで指導要綱であるため，行政処分や罰則に関しては規定されていない。